

栗山町国民保護協議会条例

平成 1 8 年 6 月 2 2 日

条 例 第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号）第 4 0 条第 8 項の規定に基づき、栗山町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。